

# 放課後児童クラブにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

鳥取県子育て・人財局子育て王国課

新型コロナウイルスの感染予防に努めながら放課後児童クラブを継続的に開所できるよう、感染予防の取組を整理しました。市町村・各放課後児童クラブでの状況や実情に合わせて、取組の参考としてご活用ください。

## <改訂ポイント>

- アルコール消毒液の誤飲等の注意喚起
- アデノウイルス、ノロウイルス感染症などのアルコールの効かないウイルスも念頭においた感染対策
  - ・トイレの後に石鹸による手洗いを徹底
  - ・おもちゃ等物品、床等の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（約0.05%）を使用
- クラスター事案を受けた改善策

※この対策例は最新の情報に基づき適宜更新していきます。

## 1 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、主に飛沫感染と接触感染です。飛沫感染と接触感染の防止を中心に、各施設の状況に応じた感染対策を実施して放課後児童クラブ全体の感染対策を向上させていきましょう。

また、発熱や咳、咽頭痛などの風邪症状や体調不良（以下、「体調不良等」という。）の場合は、利用児童・放課後児童支援員及び補助員（以下、「支援員等」という。）とも登所・出勤しないことを徹底し、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことが最も重要であることに留意しましょう。

さらに、支援員等が主に出入りする専用区画、休憩室、トイレなどでも、換気、マスク着用、手洗い・手指消毒、共有物の消毒、フィジカルディスタンスを意識して3密を回避し、支援員等同士の感染対策を徹底しましょう。

感染流行期においては、利用児童間のフィジカルディスタンスを最低1mは確保しましょう。

区分	感染拡大予防の基本
最重要事項	体調不良等の場合は、利用児童・支援員等とも登所・出勤しない
飛沫感染対策	支援員等や利用児童の不織布マスク着用
	適切な換気（常時換気が望ましい）
	可能な限り距離をとった活動
接触感染対策	正しい手洗い・手指消毒
	共用の物品・場所の消毒



## 2 開所の方法

3密の状態とならないよう、実施主体又は委託者である各市町村と連携して、学校施設（教室、体育館、校庭等）等の活用を行うなど、感染リスクの低い開所方法を検討しましょう。

また、体調不良児の発生を想定して、体調不良時が休養できる部屋、スペース及び物品（使い捨てできるシーツや使い捨て手袋、フェイスシールド、ガウン等）をあらかじめ準備しておきましょう。

班分けについては、万が一の感染拡大に備え、影響が最小限になるよう同学年同士とするなど検討し、対応してください。

## 3 換気の方法

換気はエアコン使用時や寒い環境においても可能な限り常時行うことが望ましく、換気設備がある場合は常時運転させてください。換気設備がない場合は、2方向の窓を同時に開けて空気の流れ

を作って吸入口（入口）と吸出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。大きく窓を開けられない場合でも、こぶし程度開き、空気の出入口を作っていただくようお願いします。

また、高いところから気にならない程度の扇風機の風を流し、低いところに外向きに風を逃すための扇風機等（危なくない構造）を設置することも効果的です。常時換気が難しい場合でも30分に1回以上、5分程度の換気をしましょう。換気が十分かどうかを確認する方法として、CO<sub>2</sub>センサーを使用して室内の二酸化炭素濃度を測定し、1000ppmを超えないことを確認することも有効です。

冬は換気により室温が低い状態（冬の室温の目安：20～23℃）となることも考えられることから、利用児童の保護者に対して温かい服装を心掛けていただくよう依頼するなど、柔軟に対応しましょう。

また、室温が下がりすぎないように、空き部屋等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し温まった状態の新鮮な空気を専用区画に入れるなど2段階換気も気温変化を抑えるのに有効です。冬季の換気のポイントや2段階換気の方法などは、以下のNHKの動画を参考にしてみてください。

（参考）NHK おはよう日本

冬の換気のポイント（動画 54 秒） [https://twitter.com/nhk\\_ohayou/status/1345913615413608455](https://twitter.com/nhk_ohayou/status/1345913615413608455)

寒い季節の新型コロナ対策（動画 1 分 7 秒） [https://twitter.com/nhk\\_ohayou/status/1330044077967110151](https://twitter.com/nhk_ohayou/status/1330044077967110151)

#### 4 正しい手洗い等

新型コロナウイルス感染症対策には、石けんと流水による手洗いが推奨されています。手洗いは30秒以上かけて丁寧に洗いましょう。

##### （1）正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

##### （2）手洗いのタイミング

利用児童・支援員等ともに、以下の6つのタイミングにしっかりと手洗いを実施しましょう。

#### 手洗いの6つのタイミング



※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1 Ver.8）」より

### <その他のポイント>

- ・特に食事後は、手に飛沫が付いているため手洗いを徹底しましょう。
- ・食事後、歯磨き後の手洗い場では、蛇口を介して感染拡大に繋がる恐れがありますので、支援員等が蛇口を開け閉めしましょう。
- ・トイレスリッパなどの飛沫物が付きやすいものを触った後には、手洗いをする習慣を身に付けましょう。
- ・帰宅の際にも手洗いを実施し、家庭への感染予防にも努めましょう。
- ・手洗いができない場合には手指消毒を行いましょう（アルコール（消毒用エタノール）：濃度70%以上）。なお、手が濡れていると濃度が下がり、効果が十分に期待できないため、手が乾いた状態で使用しましょう。

### （3）タオルについて

手洗い後の接触感染を避けるため、タオルの共有はさけましょう。手洗いの時にはペーパータオルを使用することが理想的です。常用が難しい場合でも感染症流行期はペーパータオルを使用することが望ましいです。

ペーパータオル等を捨てるゴミ箱は、足踏み式等で密閉ができるふた付きのゴミ箱を用意し、ゴミの回収に当たっては、手袋及びフェイスシールドを着用し、集めたゴミが入った袋は密封し、作業後は必ず手洗いを実施してください。

### （4）石けんの種類

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（以下、厚生労働省ガイドライン）」では、石けんは衛生管理の面からも液体石けんが望ましいとされています。固形石けんを使用している放課後児童クラブは、液体石けんや非接触型の石けんなどへの転換を検討ください。

## 5 利用児童の衛生習慣等について

新型コロナウイルス感染症対策を日々の活動で徹底しましょう。咳エチケットや手洗い、マスク着用等を通じて、利用児童に衛生習慣が身に付くことは、子どもが自ら健康で安全な生活を作り出す力にも繋がります。利用児童にも正しく感染対策がとれるよう参考資料（15頁参照）のイラスト等を活用し、わかりやすい感染対策の呼びかけをお願いします。

- ・利用児童は、まず石鹸流水による手洗いをしっかり行い、体温測定、手指消毒を経てから専用区画に入室することが望ましいです。
- ・利用児童のマスクは、100%の着用を目指しましょう。なお、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあると判断した場合は、マスクを外すようにしてください。
- ・目の粘膜組織である「結膜」からも感染することがあるので、不用意に目を触らないよう利用児童に周知してください。

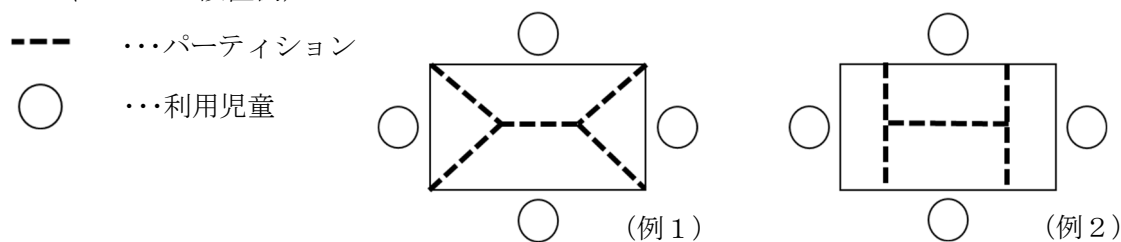
## 6 食事時の対策

飲食の際は黙食を心掛け、斜めの位置に座るなど最低でも1m以上、利用児童間の距離を確保することとし、距離が確保できない場合は、次のとおり密にならないように工夫をしましょう。

- ・食事時間を交代制にするなど分散しましょう。
- ・利用児童が向かい合わないよう教室形式で同じ方向を向いて座りましょう。

・飛沫防止用のパーティション・アクリル板を活用しましょう。

(パーティションの設置例)



## 6 遊具、場所等の消毒

多くの利用児童が触れる物品、場所の消毒は、日常の衛生管理として、これまでと同様に消毒を行いましょ。消毒方法や消毒液の管理方法などは、実施主体又は委託者である各市町村等に相談しながら適切に実施しましょ。

### (1) 多くの利用児童で共有する物品・多くの利用児童が触る場所の検討

日頃の活動内容から、遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーなどの物品や場所を、子どもたちがどのように、どれくらい共有しているか、触っているか確認しましょ。

物品や場所などの確認結果をもとに、どのように消毒を行うか検討し、頻繁に消毒できない共有の物品等は、使用後3日程度は使用せず、ローテーションして使用することや個人用の物品に変更することも併せて検討しましょ。

### (2) 消毒方法

消毒は、基本的に汚れを落としてから、消毒液でしっかり濡らした状態で実施する必要がありますので留意しましょ。厚生労働省ガイドラインでは、消毒する物品・場所によって消毒薬の種類と用途に分けて記載されていますので参考にしてください。

次亜塩素酸ナトリウム等の消毒作業では、スプレータイプで散布することはウイルスを舞い上げ、吸ったり目に入ると健康に害を及ぼす可能性がありますので、消毒液をペーパータオルなどに浸してから拭くなどの対応をお願いします。(県教育委員会の「学校空間の消毒方法について」の動画 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1208719.htm>) が参考になりますのでそちらをご参照ください)

13、14 頁に参考として、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール(消毒用エタノール)を基本とした物品・場所等への消毒方法、消毒薬の種類と用途を記載しております。次亜塩素酸ナトリウムの希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することに留意し、毎日、希釈・交換しましょ。

なお、小児に多いウイルス感染症の原因であるアデノウイルスやノロウイルスはアルコールが効かないので、遊具等物品、床等の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(約0.05%)を使用してください。

### (3) 消毒のタイミング

消毒はこまめに実施することが望ましいですが、特に食事や歯磨き等の飛沫が発生し易い活動のあとには必ず実施しましょ。

・トイレも含めたドアノブなどの頻繁に触る箇所については、時間を決めての消毒を実施

・床等については、1日に1回以上、閉所前のタイミング等に消毒

飛沫が発生し易い活動の前に新聞紙やビニールシート等を敷いて活動後に廃棄又は消毒する等の対応も有効

・遊具、本など消毒が困難なものについては、支援員や利用児童が使用する前後に石けんによる

手洗い又は手指消毒を徹底することも有効

#### (4) 消毒液の管理

利用児童がアルコール消毒液を口にしたり誤飲したりしないよう気をつけましょう。

### 7 クラスタ発生を受けた感染対策

新型コロナウイルス感染症で発生したクラスタ事案では、以下のような改善策が必要であることがわかりました。感染拡大状況に応じて活動を見直し、場面や状況に合わせた感染防止対策を徹底しましょう。

- ・ 支援員等の体調管理を徹底し、体調不良の場合は出勤しない。
- ・ おやつ・活動・学習等における異学年や異学級の接触を減らすグループ・班分けの工夫をする。
- ・ 利用児童が向かい合わないよう教室形式で同じ方向を向いて座る。
- ・ ボールなど用具で感染が広がる遊びを控える。
- ・ 道具等で可能なものは各個人使用とする。
- ・ 特に専用施設など数の少ない手洗い場では、密にならないよう距離を確保する。
- ・ 体調不良児童の休憩場所を確保し、対応する支援員等はフェイスシールド等を使用する。

### 8 クラスタ発生を受けて放課後児童クラブの支援員等の皆様にご留意いただきたい事項

各放課後児童クラブにおいては、支援員等から利用児童へ感染させることのないよう格段の配慮をいただいていると思います。加えて、支援員等同士の感染対策も重視していただき、施設内の感染対策のレベルを全体的に上げていきましょう。

次のとおり支援員等の皆様にご留意いただきたい事項をお示しします。

#### (1) 支援員等はマスク等を着用し飛沫感染対策をしましょう

飛沫が手に付着しただけでは感染しません。マスクを着用することで着用者の飛沫物を大きく減少させ、着用者の口に手指を媒介した接触感染のリスクも下げられます。感染経路を遮断するために感染予防策として推奨されている不織布マスクを着用しましょう。

また、目から飛沫物が入らないよう飛沫感染防止用のメガネ・ゴーグルやフェイスシールドを着用することも有効です。特に、トイレや手洗い場といった水を使用して掃除を行う場面において、そのような飛沫感染防止用の感染防護具を活用しましょう。

飲食を伴う場面では、マスクを外すのは飲食物を口に入れる時のみとし、マスクを外す時間を最小限にしましょう。また、休憩室等に同時に入る人数も減らすなど、支援員等同士の距離を保ち感染リスクを下げましょう。

#### (2) 手洗い・手指消毒をしましょう

手洗いのタイミングについては、6つのタイミング（2頁参照）に加え、食事（食器の片付けを含む）や休憩に入る前後にも実施しましょう。手袋を使用していた場合においても、外した後は必ず手洗いを行いましょう。

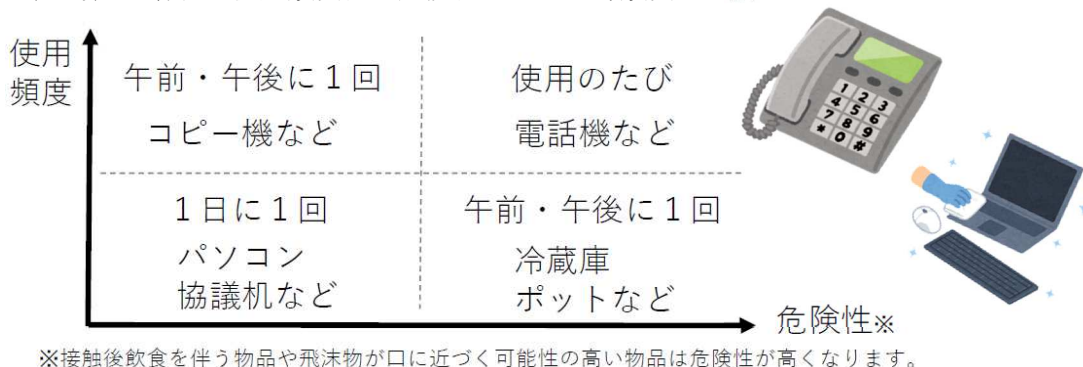
手洗いができない場合には手指消毒を行いましょう（アルコール（消毒用エタノール）：濃度70%以上）。なお、手が濡れていると濃度が下がり、効果が十分に期待できないため、手が乾いた状態で使用しましょう。

#### (3) 支援員等が共有する物品の消毒をしましょう

マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底されていることが前提となりますが、受話器やパソコンなど支援員等で共有する物品について、アルコール等による消毒の徹底をお願いします。使用の頻度、感染の危険性に応じてアルコール等により消毒を実施してください。

※アルコールタイプのウェットティッシュは時間の経過によりアルコール分が希薄になるため、アルコール系消毒液をその都度ペーパータオルなどに付けて拭き取ることが望ましいです。

(参考) 共有物の使用頻度及び危険性による消毒頻度の目安



**(4) 放課後児童クラブの運営主体の責任者等（以下、「責任者等」という。）は、支援員等の健康状況の把握・管理を徹底しましょう**

- ・出勤前の検温を徹底し、体調不良等がないか確認する。
- ・体調不良等の場合は、自宅待機、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談する。
- ・自宅待機後の支援員等の出勤については、一時的に体調が落ち着く場合もありますが、解熱し症状軽快後24時間以上経過するなど必ず体調がよくなったのを確認して出勤する。
- ・支援員等が、やむを得ず、県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族・親しい人以外との会食など感染リスクが高い行動を行う場合に備えて、あらかじめルールを定める。(例えば、帰ってきた日の翌日から起算して2週間の自宅待機期間を設けるなど)
- ・職員がPCR検査を受ける場合は、施設長等へ報告するようルールを定める。
- ・感染拡大防止の観点からも、支援員等同士がフォローし合える関係性を作り、支援員等の体調管理ができる環境を整えておく。

**(5) 支援員等は、体調管理を徹底しましょう**

- ・県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族・親しい人以外との会食をしたりなど、感染リスクが高い行動を控える。
- ・体調不良等の場合には、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談する。
- ・体調不良等の場合には、責任者等に対して症状を伝え、出勤を控える。
- ・PCR検査を受検する場合は、施設長等へ報告する。

**(6) その他注意すべき事項**

- ・体調が悪くなった児童への対応について、休養させる場合は別室で行うこととし、体調不良児の対応中であることが分かるよう表示するなど、入室する支援員等を最小限にしましょう。また、対応する支援員等はフェイスシールドやガウン、体調不良児には使い捨てのシート等を使用しましょう。
- ・トイレの床は重要な汚染源です。トイレ用のスリッパは、下駄箱等に置く形式ではなく、床置きにするなど、手で触れる機会を減らすように注意しましょう。

## 9 家庭への働きかけ

### (1) 放課後児童クラブでの取組を伝える

子どもの新型コロナウイルス感染症への感染は、大人から感染するケースがほとんどです。適切な手洗い等の感染症対策を大人と子どもが同じ方法で身につけていくことが大切です。各放課後児童クラブでの取組を保護者にも伝えてください。

### (2) 体調不良等の場合の自宅監護の要請等

利用児童本人に体調不良等がある場合、また同居家族が体調不良の場合も、当該児童の命を守るため、また感染を拡げないために自宅での監護を要請し、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談するよう促してください。

また、保護者の理解が得られるよう事前に各家庭へ協力をお願いするなど、丁寧な対応をお願いします。

### (3) 利用児童がPCR検査を受検する場合の連絡

利用児童がPCR検査を受ける場合は、保護者から放課後児童クラブへ連絡をもらえるよう各家庭へ事前をお願いしておきましょう。

### (4) 人権配慮の呼びかけ

新型コロナウイルス感染症は誰でも感染の可能性がある病気です。各放課後児童クラブにおいては、保護者の皆様に県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報等に惑わされることなく、感染者の人権に配慮した冷静な行動をとっていただくよう呼びかけにご協力をお願いします。

## 10 鳥取県版 新型コロナ警報及び放課後児童クラブにおける感染予防等の取組例

令和4年5月6日から鳥取県版新型コロナ警報が暫定運用されています。圏域ごとに、最大確保病床利用率等によって、「注意報」、「警報」、「特別警報」が発令されます。

放課後児童クラブにおいては原則開所となりますが、鳥取県版新型コロナ警報の発令状況に合わせた放課後児童クラブにおける取組の目安を下表に記載していますので、各地域の発令段階における感染予防の取組の参考にしてください。

活動例	注意報	警報	特別警報
換気	○常時換気を推奨(換気設備は常時運転、換気設備がない場合は対角2方向の窓等を開ける) ※常時換気が難しい場合でも30分に1回以上換気		
手洗い	○手洗いは流水30秒を励行(手指消毒は必要な場面で実施)		
マスク	○マスクの着用は100%を目指しましょう ※気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合を除く ※マスクは清潔なものであること		
受入れ・お迎え	○施設内への立ち入り人数の最小化 ○保護者の送迎時等のマスクの着用や手指消毒の協力依頼	○施設外もしくは玄関口での受入れとお迎えを推奨(玄関口等で密集とならないよう配慮) ○保護者の送迎時等のマスクの着用の協力依頼	
送迎バス	○可能な限り距離をあけることが重要(例:1席空けて座るなど) ○対角線の窓をあけるなどの換気 ○運行前後に消毒	○会話は可能な限り控える ○可能な限り距離をあけることが重要 ○対角線の窓をあけるなどの換気 ○運行前後に消毒	
行事等	○感染予防を徹底しながら実施 ○保護者等の立ち入りを最小限にしつつ3密を回避して実施	○原則、実施を控える ○やむを得ず実施しなければならない行事等については、感染予防を徹底し実施 ○保護者等の立ち入りを最小限にしつつ3密を回避して実施	○実施を控える
プール	○遊離残留塩素濃度を適切に管理し実施 ○子どもが密集しないよう工夫する ○タオル、備品の共有はしない	○原則、実施を控える ○必要なプール活動については、密集の回避などの感染対策を徹底した上で最少回数を実施	○実施を控える
活動	○屋外活動の推奨 ○感染防止に配慮した屋内活動 ・調理活動を実施しない	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の距離を保てる遊びの工夫	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の間隔は1m以上をあける ・1日を同じ人たちで過ごす
食事	○1m以上距離をあけることが重要 ○1m確保できない場合は次のとおり ・食事時間を交代制 ・教室形式 ・パーティション等を設置 ○食事前後の消毒	○会話は可能な限り控える ○可能であれば支援員等は子どもとは別に食事をとる方が望ましい(子どもと一緒に食べる場合でもマスクを外す時間を最小限にしましょう) ○1m以上距離をあけることが重要 ○1m確保できない場合は次のとおり ・食事時間を交代制 ・教室形式 ・パーティション等を設置 ○食事前後の消毒	
歯磨き	○1m以上距離をあけることが重要(例:蛇口一つ分空けて歯磨きすることや時間帯を分けるなど) ○歯磨き後の手洗い場等の清掃・消毒(歯磨き中に水を流し続けることも効果的)		
午睡	○可能な限り距離をあけることが重要 ○布団干しは裏表両方 ○枕は飛沫物が付着しやすいので要留意		○隣の子どもの口元を1m以上離す ○布団干しは裏表両方 ○枕は飛沫物が付着しやすいので要留意
遊具	○消毒できないものは3日程度間隔をあけて使用	○布製遊具は控える ○その他の遊具はこまめに洗浄もしくは消毒 ○消毒できないものは3日程度間隔をあけて使用	○布製遊具は控える ○その他の遊具はこまめに洗浄もしくは消毒 ○消毒できないものは3日程度間隔をあけて使用 ○利用児童が少ない場合にはできる限り個別で遊具を使用
環境衛生	○高頻度接触部位※は1日1回以上消毒を行う		

※高頻度接触部位とは、人がよく触れるドアノブや電気のスイッチ、ロッカーやペン、子どもが使用している机や椅子、階段の手すり、トイレの水洗レバー、エレベーターのボタンなどが含まれます。



## 11 放課後児童クラブにおける感染対策

新型コロナウイルス感染症に加え、アデノウイルス、ノロウイルス感染症なども念頭に、感染症に対する正しい知識や情報に基づき、感染対策を実施しましょう。

### (1) ウイルスの感染予防対策における注意ポイント

- ・トイレの後、食事前は、流水で石鹼での手洗い、手指消毒を徹底しましょう。
- ・タオル等は共用せず、ペーパータオルを活用しましょう。
- ・正しくマスクを着用しましょう。
- ・共用部分や物品（ドアノブ、手すり、スイッチ、遊具など）はこまめに消毒しましょう。  
※物品等の消毒には、次亜塩素酸ナトリウム（約0.05%）が有効です。（作り方は13頁参照）  
小児に多いウイルス感染症の原因であるアデノウイルスやノロウイルスはアルコールが効かないとされています。

※その他の感染症については、厚生労働省ガイドライン参照

作	成	令和3年8月 5日
第一次改訂		令和3年8月16日
第二次改訂		令和3年9月24日
第三次改訂		令和4年5月18日

# 参 考 资 料

## 放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドラインのポイント

### 家庭から施設にウイルスを持ち込まないために

#### ○体調不良等の場合は、児童・支援員等とも登所・出勤しない

- ・本人だけでなく、同居家族が体調不良等の場合も、登所・出勤を控えましょう

### 施設内で感染拡大させないために

#### ○支援員等や児童の不織布マスク着用

- ・利用児童のマスク着用は、100%を目指しましょう。
- ・気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する恐れがあると判断した場合は、マスクを外すようにしてください。

#### ○適切な換気(常時換気が望ましい)

- ・常時換気が難しい場合でも30分に1回以上、5分程度の換気を楽しみましょう

#### ○可能な限り距離をとった活動

- ・食事、歯磨き、午睡、送迎バスなどは可能な限り児童と児童の距離をあげましょう

#### ○正しい手洗い・手指消毒

- ・石けん(液体が望ましい)と流水で30秒以上かけて丁寧に手洗いをしましょう

#### ○共用の物品・場所の消毒

- ・遊具、工作用品、絵本などの物品や場所をこまめに消毒しましょう
- ・特に食事や歯磨き等の飛沫が発生しやすい活動の後には必ず消毒しましょう
- ・ドアノブなど頻繁に触る箇所や床等は時間を決めて消毒しましょう
- ・接触感染を避けるため、タオルの共有は避けましょう(ペーパータオルが望ましい)

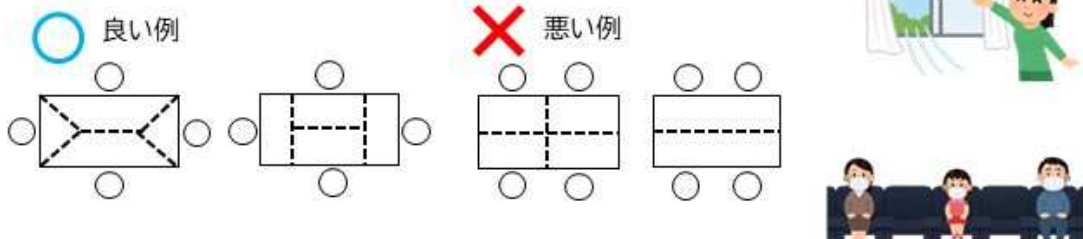


## クラスター発生を受けた感染対策

感染を拡げないために、感染拡大状況に応じて活動を見直し、場面や状況に合わせた感染防止対策を徹底しましょう

- 支援員等の体調管理を徹底する  
体調不良の場合は出勤しない
- おやつ・活動・学習等における異学年や異学級の接触を減らすグループ・班分けの工夫
- 利用児童が向かい合わないよう教室形式で同じ方向を向いて座る
- ボールなど用具で感染が広がる遊びを控える
- 道具等で可能なものは各個人使用とする
- 特に専用施設など数の少ない手洗い場では密にならないよう距離を確保する
- 体調不良児童の休憩場所を確保する  
対応する支援員等はフェイスシールド等を使用する
- 食事時は1 m以上の距離を確保する
- 1 m確保できない場合は次のとおり実施する
  - ・ 食事時間を交代制
  - ・ 教室形式
  - ・ パーティション等を設置

[パーティションの設置例]



◇物品・場所等への消毒方法

物品・場所等	普段の洗浄等の方法	消毒する場合の方法
糞便や嘔吐物が付着した床、衣類等の浸け置き	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.1%）で消毒
食器等の浸け置き、トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.02～0.05%）で消毒
ぬいぐるみ・布類	定期的に洗濯。 陽に干す（週 1 回程度）。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.05%）に十分浸し、水洗いする。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
絵本	— ※洗浄できないため、3 日程度開けてローテーションで使用する。 （消毒可能な場合は 2 日程度）	・表面がコーティング等されており消毒可能な場合は、消毒用エタノールで表面を拭く。
洗えるもの	定期的に流水で洗い、陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 カ月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日洗う。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.1%）に浸し、陽に干す。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	定期的に湯拭き又は陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 カ月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日拭く。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.05～0.1%）で拭き取り、陽に干す。
砂場	砂場に猫等が入らないようにする。 動物の糞便・尿は速やかに除去する	・掘り起こし砂全体を陽に干す。

※次亜塩素酸ナトリウムを濃度 0.02%で作成する場合は、時間とともに濃度が下がるためすぐに使用してください。

## 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】  
 ・換気をしてください。  
 ・家事用手袋を着用してください。  
 ・他の薬品と混ぜないでください。  
 ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

(プライベートブランド)

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例	ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。	イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)	西友 / サニー / リウイン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)	セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
 表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)

◆保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）厚生労働省

＜消毒薬の種類と用途＞

保育所において消毒に使用される消毒薬の種類と用途については表3を参照すること。

表3 消毒薬の種類と用途

薬品名	塩素系消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水等）		第4級アンモニウム塩（塩化ベンザルコニウム等）※1 逆性石けん又は陽イオン界面活性剤ともいう。	アルコール類（消毒用エタノール等）
	次亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸水		
消毒をする場所・もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等）</li> <li>室内環境（トイレの便座、ドアノブ等）</li> <li>衣類、シーツ類、遊具等</li> <li>嘔吐物や排泄物が付着した箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等）</li> <li>室内環境（トイレの便座、ドアノブ等）</li> <li>衣類、シーツ類、遊具等</li> <li>嘔吐物や排泄物が付着した箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手指</li> <li>室内環境、家具等（浴槽、沐浴槽、トイレのドアノブ等）</li> <li>用具類（足浴バケツ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手指</li> <li>遊具</li> <li>室内環境、家具等（便座、トイレのドアノブ等）</li> </ul>
消毒の濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.02%（200ppm）液での拭き取りや浸け置き</li> <li>嘔吐物や排泄物が付着した箇所：0.1%（1,000ppm）液での拭き取りや浸け置き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊離塩素濃度 25ppm（含量 亜塩素酸として 0.05%≒500ppm 以上）での拭き取りや浸け置き</li> <li>嘔吐物や排泄物が付着した箇所：遊離塩素濃度 100ppm（含量 亜塩素酸として 0.2%≒2000ppm 以上）での拭き取りや浸け置き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.1%（1,000ppm）液での拭き取り</li> <li>食器の漬け置き：0.02%（200ppm）液</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原液（製品濃度 70～80%の場合）</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。</li> <li>吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。</li> <li>金属腐食性が強く、錆びが発生しやすいので、金属には使えない。</li> <li>嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。</li> <li>脱色（漂白）作用がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。</li> <li>吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。</li> <li>ステンレス以外の金属に対して腐食性があるので注意する。</li> <li>嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。</li> <li>衣類の脱色、変色に注意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経口毒性が高いので誤飲に注意する。</li> <li>一般の石けんと同時に使うと効果がなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刺激性があるので、傷や手荒れがある手指には用いない。</li> <li>引火性に注意する。</li> <li>ゴム製品、合成樹脂等は、変質するので長時間浸さない。</li> <li>手洗い後、アルコールを含ませた脱脂綿やウェットティッシュで拭き自然乾燥させる。</li> </ul>
新型コロナウイルスに対する有効性	○（ただし手指には使用不可）※2	○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2	○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2	○※2
ノロウイルスに対する有効性	○※3	○※3	×	×
消毒薬が効きにくい病原体			結核菌、大部分のウイルス	ノロウイルス、ロタウイルス等
その他	・直射日光の当たらない涼しいところに保管。	・直射日光の当たらない涼しいところに保管。	・希釈液は毎日作りかえる。	

※1 通常の衛生管理における消毒については、消毒をする場所等に応じ、医薬品・医薬部外品として販売されている製品を用法・用量に従って使い分ける。ただし、嘔吐物や排泄物、血液を拭き取る場合等については、消毒用エタノール等を用いて消毒を行うことは適当でなく、塩素系消毒薬を用いる。

※2 新型コロナウイルスの消毒、除菌に関する、上記の消毒薬の使用法の詳細については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html) を参照してください。

※3 ノロウイルスの消毒、除菌方法に関する、上記の塩素系消毒薬の使用法の詳細については、「ノロウイルスに関するQ&A（厚生労働省）」<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000856719.pdf> を参照してください。

◆2021年9月14日 特措法に基づく鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第104回)資料

## 子ども達をコロナから守りましょう

子どもへの感染が拡大しています。  
 小さな子どもでも、正しく対策がとれるよう、**わかりやすい感染対策の呼びかけの工夫**をお願いします。

### 【子どもへの感染対策の呼びかけ例】

(マスク着用)



マスクは“鼻”をかくして!

(手洗い)



ご飯の前、学校・家に入るときは、必ず手洗い!

(食事中)



食べるときはおしゃべり無し!

(道具の貸し借り)



道具の貸し借りはしない!

## 体調悪ければ無理をしないで!

発熱、せきなどの**風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!**

コロナ感染症は初期の治療が大変重要です  
 遅くなれば命に関わるかもしれません

少しでも症状がある場合は、**無理に登校・出勤をせず、**  
**かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう**

職場も出勤前の**体調確認**、症状がある場合の  
**出勤自粛など、従業員への呼びかけを**

コロナ感染を見逃さないためのお願いです



**発熱等の症状が出たときの相談先**

**受診相談センター**

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15

(ファクシミリ) 0857-50-1033

(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間

(中部地区) ☎ 0858-23-3135

(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め  
24時間対応

◆鳥取県版 新型コロナ警報（令和4年5月6日暫定運用）

区 分		注意報	警報	特別警報
最大確保病床使用率		圏域ごとに 15%超	圏域ごとに 30%超	圏域ごとに 50%超
運用	発令・解除の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域ごとに発令</li> <li>・ 設定値を超える日が3日連続した日の翌日から2週間 ➡ 2週間後に設定値以下であれば解除</li> </ul>		

<引用・参考文献>

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>)
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）」文部科学省  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html))
- ・「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第3版(2021.6)」  
全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会  
(<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>)
- ・保育界 2020年6月号「新型コロナウイルス感染症について（第三報）～現在の状況から～」国立感染症研究所  
([https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/about/pdfs/covid-19\\_infection\\_No.3.pdf](https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/about/pdfs/covid-19_infection_No.3.pdf))
- ・「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」厚生労働省ホームページ  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html))
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2021年8月6日改訂）」国立感染症研究所  
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>)
- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第104回）等会議資料（令和3年9月14日）、対策本部（第182回）会議資料（令和4年5月6日）  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/289708.htm>)
- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト：福祉関係者向け（幼稚園・保育施設含む）  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/290112.htm>)